

県行政の推進につきましては、日ごろから格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本日、第4回神奈川県緊急財政対策本部調査会が開かれましたので、取り急ぎ、最終意見（案）の概要版をお送りいたします。

なお、第4回調査会の資料一式につきましては、9月18日（火）に配付させていただきますが、最終意見（案）につきましては、本日の議論を踏まえ、修正を加える予定でありますことを申し添えます。

今後とも、県政の推進にご指導を賜りますようお願いいたします。

敬具

平成24年9月17日

神奈川県議会議員 各位

神奈川県政策局長 江 原 正 明

神奈川県総務局長 中 島 栄 一

神奈川県における緊急財政対策に対する最終意見（案）〈概要版〉

平成24年9月17日 神奈川県緊急財政対策本部調査会 座長 増田寛也

(※ 本概要版は速報であり、内容については今後変更となる可能性があります。)

1 はじめに

- ・緊急財政対策本部設置の目的
- ・早期の着手が必要と考えられるテーマとして、「県有施設」「補助金・負担金」「教育のあり方」「人件費の抑制」を優先的に検討し、7月18日に中間意見を報告
- ・今回、「公共建築工事の積算方式」「その他の財源対策（地方税財政度）」及び中間意見で述べた課題に対する補足的な意見も改めて盛り込んだうえで、最終意見を報告

2 神奈川県の財政状況についての基本認識

- ・「中期財政見通し」による財源不足 平成26年度までに1,650億円であり、このままでは、義務的経費さえ賅うことが不可能
- ・臨時財政対策債により地方債の大量発行を余儀なくされており、神奈川県の公債費は増加の一途をたどり、借金で借金を返済している状態であり、このまま放置すれば取り返しのつかない状況に陥りかねないと認識し、知事の強いリーダーシップのもと、クロスファンクシヨンの体制により抜本的な行財政改革が必要
- ・政策の優先順位をつけながら、大枠の削減目標を設定した上で目標達成を目指すといった大胆な手法も必要

3 財政健全化に向けた6つの課題への意見

(1) 県有施設について

ア 「原則全廃」の視点による見直しの断行

- ・県有施設の「廃止」とは、「当該施設の機能を維持しつつ、維持管理に係る県の一般財源負担を限りなくゼロに近づけること」も含むことに留意

イ 施設種別ごとの見直しの観点

(ア) 県民利用施設

- ・当初の設置目的が薄れている施設は廃止
- ・利用実績が低下している施設は廃止
- ・利用実態等から県による運営の必然性に欠ける施設は廃止

(イ) 出先機関

- ・行政機関 交通利便性が高い本県の特性を踏まえた再配置、集約化、機能統合も含めゼロベースで検討
- ・その他（公の施設、試験研究機関等） 設置目的や利用実績、利用実態等からその必要性を検証等

(ウ) 社会福祉施設

- ・改めて施設運営のあり方を精査し、民間活力の更なる導入

(エ) 県営住宅

- ・県が直営で提供する方式から、民間賃貸住宅借上方式や家賃補助方式等への転換を推進し、県で保有する必要性が低下した住宅については廃止

ウ その他の留意点

- ・実施期間等 3か年計画で実施
- ・財務状況による評価 県民にわかりやすく公表
- ・経営的観点 指定管理者制度等の活用
- ・県有財産の売却 廃止した施設等については、積極的かつ速やかに売却

(2) 補助金・負担金について

ア 「一時凍結」のうえ抜本的見直し

- ・補助金の必要性等について、ゼロベースから見直し

イ 見直しの観点

(ア) 団体補助・市町村補助共通

- ・昭和63年度以前など一定の経過年限の目安を設け、長期にわたり運用されている補助金の原則廃止
- ・一定金額以下の少額補助金の原則廃止

(イ) 団体補助

- ・私学助成は別の課題として検討

- ・団体の自立性の確保という観点から、時限を定めた運営費補助の廃止
- (ウ) 市町村補助
 - ・市町村と協調した見直し
 - ・権限移譲に伴い財源移譲・措置されたものは、補助金を廃止
 - ・市町村との十分な調整及び補助金の一括交付金化の検討
- (エ) 負担金
 - ・補助金と同様、既存の負担協定そのものを改めて点検

(3) 教育のあり方について

- ・「神奈川の教育を考える調査会」による検討
- ・参考意見として、地方に負担を強いる法令や国の制度の改正、公立高等学校と私立高等学校との関係、幼児教育・保育の一元化に言及

(4) 人件費について

- ・大幅な人件費削減
- ・人員削減と給与水準の引き下げのバランスのとれた人件費削減対策

(5) 公共建築工事の積算方式について

ア 大胆な工夫・改善

- ・あらゆるプロセスについて、大胆な工夫・改善が必要

イ 見直しの観点

- (ア) 設計価格の見直し
 - ・県独自の発注工事費用の実態調査、民間のノウハウを活用した方式の導入
- (イ) 発注方式の見直し
 - ・プロポーザル方式、総合評価方式の積極的な活用、設計・施工や基本設計・実施設計の一括発注
- (ウ) 必要性やコスト等の見える化
 - ・建築物の機能・仕様水準の検証、公聴会等による施設の必要性やコストの「見える化」

(6) その他財源対策(地方税財政制度)について

ア 抜本的な地方税財政制度改革

- ・県独自の対策のみでは自ずと限界があり、構造的な問題解決のためには、地方税財政制度の抜本的な改革が不可欠
- ・制度改革を国に対して強く求めることはもちろん、現行制度の中で県ができることは最大限実施

イ 国に対する働きかけ

- (ア) 臨時財政対策債の地方交付税への復元
 - ・抜本的な地方税財政制度の再構築を前提としつつも、当面の措置として、臨時財政対策債を地方交付税に復元
- (イ) 国と地方の財政負担の適正化等
 - ・国と地方の財源配分の適正化、国と地方の財政負担の適正化、超過負担・負担転嫁等の解消

ウ 県独自の取組み

- (ア) 目標を定めた県債管理
 - ・後年度負担の抑制の観点から、目標を定めた県債管理の検討
- (イ) 受益者負担の適正化
 - ・受益者負担という観点から使用料・手数料の見直し
- (ウ) 課税自主権の活用
 - ・住民税所得割の税率の引き上げ等課税自主権の活用の研究・検討

4 終わりに

- ・危機感を県民、団体、市町村と共有するため、県当局は説明責任を果たすと同時に、本調査会の意見を踏まえた取組みに全力を傾注するため、知事のリーダーシップのもと、取り組むことを強く期待
- ・議会においても、県当局と危機感を共有し、自らの役割について議論を展開することを希望
- ・今回の提言が提言としてのみにならないよう、今後の県の対策を注視